

川崎市地域文化財顕彰制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市内（以下「市内」という。）で、市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財（以下「地域文化財」という。）として顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的とした川崎市地域文化財顕彰制度（以下「顕彰制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(地域文化財の対象)

第2条 地域文化財の対象は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）及び川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）の規定による指定、登録、選択、選定及び認定（以下「指定等」という。）がされていないもので、次の各号に掲げるものとする。

(1) 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上の意義を有するもの並びに考古資料及び歴史資料として重要なもの

(2) 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上の意義を有するもの

(3) 無形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術その他の無形の文化的所産で、市民生活の推移の理解に役立つもの

(4) 有形民俗文化財

無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民生活の推移の理解に役立つもの

(5) 記念物（遺跡関係）

古墳、社寺跡、城跡、旧宅その他の遺跡で学術上の意義を有するもの

(6) 記念物（名勝地関係）

庭園、林叢、井泉、丘陵その他の名勝地で歴史上又は芸術上の意義を有するもの

(7) 記念物（動植物及び地質鉱物等関係）

動植物及び地質、鉱物等で学術上の意義を有するもの

(8) 文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で地域の生活又は生業の理解に役立つもの

(9) 伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群

(10) 文化財保存技術

市内の文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能
(地域文化財候補の選出)

第3条 地域文化財の候補は、次のいずれかから推薦されたものとする。

(1) 市民団体等

(2) 市内各区役所

(3) 川崎市文化財審議会委員

2 前項の規定による地域文化財の候補を推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、川崎市地域文化財推薦書（第1号様式）に対象文化財の概要がわかる写真その他必要な資料を添えて川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

3 推薦者は、同意書（第2号様式）により所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

（地域文化財の決定）

第4条 地域文化財の決定は、教育長が行う。

2 教育長は、地域文化財の決定にあたり、川崎市文化財審議会の意見を聴くこととする。

（証書の交付）

第5条 前条による決定をしたときは、教育長は所有者等に川崎市地域文化財証書（第3号様式）を交付する。ただし、所有者等が判明しない場合は、当該地域文化財の管理者に交付することとする。

（地域文化財の管理）

第6条 地域文化財の所有者等及び管理者（以下「所有者・管理者等」という。）は、地域文化財を適切に管理し、保存・活用に努めるものとする。

2 所有者・管理者等は、地域文化財の管理や現状変更等に際して、川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に助言を求めることができる。

3 教育委員会は、地域文化財の所有者・管理者等に対し、その管理及び保護について必要な助言を行うものとする。

（滅失又は毀損等の届出）

第7条 地域文化財が滅失、毀損又は亡失したときは、所有者等又は管理者は滅失・毀損・亡失届（第4号様式）により、速やかにその事由を具して教育長に届け出るものとする。

（現状変更及び所在変更の届出）

第8条 地域文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき及び地域文化財の所在を変更し、又は所有権を移転しようとする

るときは、所有者等は現状変更・所在変更届（第5号様式）により、教育長に届け出るものとする。

（所有者・管理者等の変更）

第9条 所有者・管理者等は、地域文化財の所有者・管理者等に変更が生じた場合は、新しく所有者・管理者等となったものが、所有者・管理者等変更届（第6号様式）により、速やかに教育長に届け出るものとする。

（証書の再交付）

第10条 所有者・管理者等が川崎市地域文化財証書を紛失若しくは亡失し、又は著しく破損若しくは汚損したときは、川崎市地域文化財証書再交付申請書（第7号様式）を教育長に提出し再交付を受けることができる。

（地域文化財の顕彰）

第11条 教育委員会は、地域文化財の管理に支障のない範囲で広く市内外に周知し、地域文化財に関する情報発信を行うものとする。

（地域文化財の記録）

第12条 教育委員会は、地域文化財について、川崎市地域文化財台帳（第8号様式）に登載し、現状変更等の履歴及び活用について記録する。

（地域文化財の決定の取消）

第13条 教育長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、地域文化財の決定を取り消すものとする。

（1）滅失、毀損等により地域文化財としての価値を失ったとき。

（2）地域文化財が市内に所在しなくなったとき。

（3）文化財保護法、神奈川県文化財保護条例及び川崎市文化財保護条例による指定等を受けたとき。

2 教育長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当する場合は、地域文化財の決定を取り消すことができる。

(1) 所有者等からの申し出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特別な事由が生じたとき。

3 教育長は、前2項の規定により決定を取り消した場合は、川崎市地域文化財決定取消通知書（第9号様式）により、所有者等に通知するものとする。

(事務の所管)

第14条 顕彰制度の運営に関し必要となる事務は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課が所管する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成30年11月1日教育長決裁 30川教文第680号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

川崎市地域文化財推薦書

年 月 日

(宛先)川崎市教育委員会教育長

(推薦者)所在地(住所)

団体名

代表者名(氏名)

連絡先(電話)

川崎市地域文化財顕彰制度要綱第3条第2項の規定により、次の文化財を川崎市地域文化財に推薦します。

名称及び員数	
所有者	
管理者	
所在地	
種別	
推薦する文化財の概要と推薦理由	
推薦団体の担当者	(所属) (氏名) (連絡先)

(注) 1 現況を示す写真や位置図、概要、沿革又は由来に関する資料など、推薦文化財の詳細がわかる資料を添付してください。

2 推薦団体の規約や活動状況に関する資料など、詳細がわかる資料を添付してください。

第2号様式

同意書

年 月 日

(宛先)川崎市教育委員会教育長

(所有・占有者)所在地(住所)

氏名

代表者名(氏名)

連絡先(電話)

私の所有・占有する次の文化財を、川崎市地域文化財に推薦することに同意します。

名 称	
管 理 者	
所 在 地	
種 別	
概 要	
地域文化財の 公開について	公開可 公開不可 (希望するものに○をしてください)
その他参考 となる事項	

- (注) 1 申請の内容によっては、地域文化財と認められない場合があります。
2 地域文化財となった場合の公開の仕方等について、希望がありましたら「その他参考となる事項」欄に記入してください。

第3号様式

(表)

<p>川崎市地域文化財証書</p> <p>(名称及び員数)</p> <p>上記の文化財は川崎市地域文化財顕彰制度要綱に基づき市民生活・市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた川崎市地域文化財であると認めこれを証します</p> <p>年 月 日</p> <p>川崎市教育委員会教育長</p>

(裏)

地域文化財台帳第 号			
所有者 (所有者がない場合は管理者)	所有者(管理者)の住所	所在の場所又は活動場所	証書の交付・再交付又は所有者の変更年月日

注意

- この証書は亡失又は毀損したりしないよう大切に保管してください。
- 所有者が変わったときは、この証書を新しい所有者に引き渡してください。

第4号様式

滅失・毀損・亡失届

年 月 日

(宛先)川崎市教育委員会教育長

(届出者)所在地(住所)

団 体 名

代表者名(氏名)

連絡先(電話)

川崎市地域文化財顕彰制度要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
種 別	
台帳登載年月日	
事 故 等 の 概 要	
そ の 他 参 考 と なる 事 項	

(注) 滅失・毀損・亡失の状況を示す写真等を添付してください。

第5号様式

現状変更・所在変更届

年 月 日

(宛先)川崎市教育委員会教育長

(届出者)所在地(住所)

団 体 名

代表者名(氏名)

連絡先(電話)

川崎市地域文化財顕彰制度要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
種 別	
台帳登載年月日	
変 更 の 種 類	現状変更 所在変更 (該当するものに○をしてください)
現状変更又は所在変更の内容	※所在変更の場合は、新たに所在を移そうとする場所及び変更予定年月日を記入してください。
現状変更又は所在変更を必要とする理由	
その他参考となる事項	

- (注) 1 軽微な維持補修であっても外観に影響を与えるような修理については、現状変更として届け出てください。判断に迷うときは文化財課までご相談ください。
- 2 所在変更届の場合は、川崎市地域文化財証書を添付してください。

第6号様式

所有者・管理者等変更届

年 月 日

(宛先)川崎市教育委員会教育長

(所有者) 団 体 名

代表者名 (氏名)

(管理者) 団 体 名

代表者名 (氏名)

(新たに所有又は管理する者) 団 体 名

【 所有者 ・ 管理者 】 代表者名 (氏名)

↑※該当するものに○をしてください。

川崎市地域文化財顕彰制度要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
種 別	
台帳登載年月日	
所有者又は 管理者の氏名 及び住所	<p>【 所有者 ・ 管理者 】 ←該当するものに○をしてください。</p> <p>所在地 (住所)</p> <p>団 体 名</p> <p>代表者名 (氏名)</p> <p>連絡先 (電話)</p>
新たに所有 又は管理しよ うとする者の 氏名及び住所	<p>【 所有者 ・ 管理者 】 ←該当するものに○をしてください。</p> <p>所在地 (住所)</p> <p>団 体 名</p> <p>代表者名 (氏名)</p> <p>連絡先 (電話)</p>
変更予定年月日	
変 更 の 理 由	

(注) 1 所有者が変更される場合、川崎市地域文化財証書を添付してください。

2 管理者が変更される場合、新たな管理者(管理団体)の規約や活動状況に関する資料など、詳細がわかる資料を添付してください。

第7号様式

川崎市地域文化財証書再交付申請書

年 月 日

(宛先)川崎市教育委員会教育長

(届出者)所在地(住所)

団 体 名

代表者名(氏名)

連絡先(電話)

次のとおり(紛失・亡失・破損・汚損)しましたので再交付を申請します。

名称及び員数	
所在地	
種 別	
台帳登載年月日	
【紛失・亡失 破損・汚損】 の年月日	
【紛失・亡失 破損・汚損】 の理由	
その他参考と なる事項	

(注) 破損又は汚損の場合は、川崎市地域文化財証書を添付してください。

第8号様式

種 別		川崎市地域文化財台帳	台帳 番号	
名 称		(現状変更等の履歴及び活用の記録)		
員 数				
所 有 者				
管 理 者				
所 在 地				
台帳登載 年月日				
概 要	(年代・法量等)			
特 記 事 項				

第9号様式

文 書 番 号
年 月 日

川崎市地域文化財決定取消通知書

(川崎市地域文化財所有者等) 様

川崎市教育委員会教育長 印

次のとおり、川崎市地域文化財としての決定を取り消しましたので、川崎市地域文化財
顕彰制度要綱第13条第3項の規定により通知します。

名 称	
所 在 地	
種 別	
台 帳 番 号	
取 消 年 月 日	
決 定 の 取 消 理 由	
そ の 他 参 考 と なる 事 項	